

地域計画

策定年月日	令和7年9月30日
更新年月日	()
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	神出地区 (老ノ口集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	38.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積(東・田井全体老ノ口含む)	159.8 ha
② 田の面積	36.0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	- ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	22.0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・現在、老ノ口地区では、主食用米のほか、家庭用の野菜栽培などの近郊農業が行われている。後継者が不在である農地もあり、新たな農地の受け手を確保する必要がある。

・農家の高齢化と人口減少を起因とした、法面や畔等の草刈り作業といった作業が困難になってきている。また、所有者が遠方のため農地の管理に関心も低く、耕作放棄地が増えてきている。

・機械や資材の高騰をはじめ、労働時間や労働環境から考えて、子供が今後農業の担い手となる可能性は低く、今後の農地の管理に不安がある。

・耕作放棄地が増加しており、今後さらなる農地の集積・集約及び新たな農地の受け手の確保が必要となっている。

・農業の収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理もできない。そのため、機械が壊れると農業をやめざるを得ない。また、燃料や肥料などの資材費が近年特に高騰しており農業を継続することは困難になってきている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稻を主要作物としつつ、軟弱野菜等の生産を行いながら、新規就農者や農業法人を募っていく。

・ドローン等による農業機械のIT化を取り入れ、スマート農業を段階的に開始する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・目標地図を活用し、「農業を担う者」がいる農地、いない農地を集落として俯瞰的に把握・共有する。			
・「農業を担う者」のいない農地について、今後、誰がどのように耕作・管理していくのかを協議し、「農業を担う者」のいる農地については、必要に応じて農地の集約化を検討する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	20.7	%	将来の目標とする集積率
			35 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・目標地図に示した範囲を集積していくことにより、団地面積を拡大していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
・耕作できなくなった農地など段階的に集約化していき農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者や企業の農業への参入をすすめていく。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
・農地バンクに貸し付けを行いながら、営農を継続する人のためのエリアと継続が難しいエリアの棲み分けを行い、段階的に集約化をすすめる。	
(3)基盤整備事業への取組	
・必要に応じて検討する。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・面識の無い方への貸し借りには不安があるため、関係機関と連携をしながら新規就農者の発掘と受け入れを行う。	
・担い手の確保と事業の持続拡大のため、地区内にある空き施設の活用を検討する。	
・機械などの共同購入や貸出、または作業の受託などを促進しながら、担い手の事業の持続拡大を地域で支援す	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。	
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)	
☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料
☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等
☐ ⑤果樹等	☐ ⑥燃料・資源作物等
☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設
☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】	
・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。	

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 17 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農		水稻、野菜、花	17.0 a	a	水稻、野菜、花	17.0 a	a	1	
利用者		水稻、飼料作物	275.0 a	a	水稻、飼料作物	275.0 a	a	2	
認就			28.3 a	a		28.3 a	a	3	
利用者		野菜、麦、大豆	66.1 a	a	野菜、麦、大豆	66.1 a	a	4	
利用者		水稻	124.9 a	a	水稻	124.9 a	a	5	
利用者			117.9 a	a		117.9 a	a	6	
認農			92.1 a	a		92.1 a	a	7	
認農		飼料作物	19.6 a	a	飼料作物	19.6 a	a	8	
利用者		水稻、野菜、飼料作物	72.8 a	a	水稻、野菜、飼料作物	72.8 a	a	9	
利用者		水稻、野菜	60.9 a	a	水稻、野菜	60.9 a	a	10	
利用者		水稻	29.5 a	a	水稻	29.5 a	a	11	
利用者		水稻、野菜	102.3 a	a	水稻、野菜	102.3 a	a	12	
利用者		水稻、野菜	62.0 a	a	水稻、野菜	62.0 a	a	13	
利用者			15.2 a	a		15.2 a	a	14	
利用者		水稻、野菜	54.2 a	a	水稻、野菜	54.2 a	a	15	
利用者		水稻、野菜	244.2 a	a	水稻、野菜	244.2 a	a	16	
利用者			30.2 a	a		30.2 a	a	17	
認農		水稻、野菜、飼料作物	490.6 a	a	水稻、野菜、飼料作物	490.6 a	a	18	

利用者			9.4	a	a	9.4	a	a	19	
認農		水稲、野菜、 果樹、飼料作物	21.1	a	a	21.1	a	a	20	
認農		水稲、野菜、 飼料作物	116.1	a	a	116.1	a	a	21	
利用者			84.8	a	a	84.8	a	a	22	
利用者		水稲、野菜	57.4	a	a	57.4	a	a	23	
利用者		果樹	11.0	a	a	11.0	a	a	24	
計			2202.3	a	a	2202.3	a	a		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。